



あらみい

通園に支援が必要なお子さんへの サポート事業のご案内



あら坊

荒川区では、「荒川区立幼稚園の方向性について」の策定に伴い、身体に障がいがあるなど、日常生活において特別な支援を必要とする園児が、安全・安心に区立幼稚園・こども園に通園できるよう通園時送迎支援事業を実施しています。



対象者

次のすべてにあてはまる園児

- ① 荒川区立幼稚園または汐入こども園（短中保育児に限る）に在籍する園児（在籍予定を含む）
- ② 身体に障がいがあるなど、特別な支援が必要な園児
- ③ 自宅から在籍園までの最短の通園経路が概ね2 km以上あり、徒歩や自転車での通園が困難である園児（車いす等の使用により、自転車での送迎が困難な場合は概ね500m以上）



申請方法

入園申込書類とあわせて、送迎支援利用申請書を入園希望園へ提出（申請書は、入園希望園にて配布しています。）



申請前にご確認ください

*身体に障がいがあるなど、日常生活において特別な支援が必要な園児が対象となります。怪我などの場合は対象外です。

*送迎車は、介護タクシーとなり、車いすのままご乗車いただけます。

*申し込み後、入園希望園の園長との面談が必要となります。面談後、区の審査会において利用可否を決定します。

*送迎区間は、自宅付近から在籍園までの往復となります。遠足や園外学習、また病院への通院等には利用できません。

*お子さんのみの乗車はできません。必ず保護者の同乗が必要となります。



【お問い合わせ】

荒川区教育委員会
教育センター特別支援教育係
TEL：03-3801-4590

よくあるご質問



Q1 利用申請書は、どこに提出したらいいですか？

A1 在籍（予定）園に提出してください。
*入園時からの利用希望の場合は、入園希望園へ入園申し込み書類とあわせて送迎支援利用申請書を提出してください。



Q2 利用申請後の流れを教えてください。

A2 利用決定には、まず在籍（予定）園の園長との面談が必要となります。面談後、区で利用可否について審査があり、介護タクシー事業者決定後、利用開始となりますので、申請書提出後すぐに利用はできません。



Q3 送迎車は、自宅前まで来てくれますか？

A3 自宅前での乗降車が難しい場合は、自宅付近となります。
乗降場所は、区と介護タクシー事業者とで決定するため指定はできません。



Q4 送迎車の指定や、運転手の指名はできますか？

A4 介護タクシー（ワゴン車）での送迎となり、車種等の指定はできません。
また、介護タクシー事業者との契約が年度ごととなるため、継続利用の場合には送迎車種等が変更になることがあります。
運転手についても、指名はできません。



Q5 引っ越しをした場合は、利用できなくなりますか？

A5 荒川区立幼稚園（こども園）に在籍しているなどの利用要件をすべて満たしている場合は、継続利用が可能です。
乗降場所が変更となるため、送迎支援利用変更の申請書を変更希望日の2か月前までに在籍園へ提出してください。



Q6 入園時に申請すれば、卒園まで利用できますか？

A6 申請は、年度ごとに必要となります。
継続して翌年度も利用を希望する場合は、1月末までに申請が必要となります。園長との面談は不要ですが、区での利用可否についての審査があります。